

子ども手当に関する  
厚生労働大臣・地方3団体意見交換会

平成23年6月3日（金）  
17:00～18:00  
厚生労働省共用第7会議室（5階）

議 事 次 第

- 議事
  - ・ 子ども手当について

子ども手当に関する  
厚生労働大臣・地方3団体意見交換会  
出席者名簿

(厚生労働省)

細川 律夫 (厚生労働大臣)  
小宮山 洋子 (厚生労働副大臣)  
小林 正夫 (厚生労働大臣政務官)

(地方3団体)

尾崎 正直 (全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事)  
倉田 薫 (全国市長会社会文教委員長、大阪府池田市市長)  
渡邊 廣吉 (全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長)

## 子ども手当をめぐるこれまでの経緯

(平成 22 年)

- 11 月 17 日 ・ 子ども手当に関する厚生労働大臣・地方 6 団体会合  
[厚生労働省政務 3 役・地方 6 団体代表]
- 11 月 26 日 ・ 民主党子ども・男女共同参画調査会「子ども手当に  
関する提言」
- 12 月上旬 }  
                  ) }  
                  中旬 }  
                  } ・ 各地方団体の会長等と個別に懇談[細川大臣]

- 12 月 20 日 ・ 子ども手当に関する「5 大臣合意」
- 12 月 21 日 ・ 「子ども手当に関する共同声明」(地方 6 団体)
- 12 月 24 日 ・ 平成 23 年度政府予算案閣議決定・国会提出

(平成 23 年)

- 1 月 28 日 ・ 「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する法律案」(以下「23 年度子ども手当法案」という。)  
国会提出

## 【法案の概要】

- 3 歳未満：月額 2 万円、3 歳以上月額 1.3 万円を支給
- 子どもに国内居住要件
- 児童養護施設に入所している子ども等については施設設置者等に支給
- 保育料、学校給食費等を徴収する仕組み
- 子育て支援サービスのための交付金 など

〔 ○ 3 月 11 日

## 東日本大震災発生

○ 3 月 22 日

- ・ 「国民生活等の混乱を回避するための平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案」(議員提案、以下「つなぎ法案」という。) 国会提出

## 【法案の概要】

- 平成 22 年度子ども手当を平成 23 年 9 月まで暫定的に支給(一律月額 1.3 万円)
- 子どもの国内居住要件等は盛り込まず

- 3月29日
  - 3月30日
  - 3月31日
  - 4月29日
- ・ 平成23年度予算成立
  - ・ 「平成23年度子ども手当法案」撤回を閣議決定（翌日国会で承諾）
  - ・ 「つなぎ法」公布（4月1日施行・9月までの時限）
  - ・ 平成23年度第1次補正予算に関する3党（民主党・自民党・公明党）政調会長合意

「平成23年度第1次補正予算等に関して」  
（3党政調会長合意）（抄）

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。  
また、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23年度第2次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。  
これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。

- 5月2日
- ・ 平成23年度第1次補正予算成立

- 平成23年度から実施予定であった子ども手当の上積み分（3歳未満、月額7千円引き上げ、給付総額2,085億円）を見直し。東日本大震災の早期復旧財源として活用

# 参 考 資 料

- 「子ども手当に関する共同声明」（地方6団体）…………… P 1
- 平成23年度子ども手当法案（政府提出）の概要…………… P 2
- 「つなぎ法」概要…………… P 3
- 三党政調会長合意（平成23年4月29日）…………… P 4
- 財源構成（見直し後）…………… P 5

**平成23年6月3日**  
**厚生労働省**

## 子ども手当に関する共同声明

子ども手当に関する五大臣会合を受け、平成23年度の子ども手当に関する政府案の概要が示され、平成22年度限りの暫定措置であった児童手当分の地方負担が継続して求められることが明らかになった。

我々地方は昨年来、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が担当し全額を負担すべきと一貫して主張し続けてきた。それにもかかわらず、地方負担が再び継続されることとなったことは、誠に遺憾である。

一方、保育料や学校給食費について、子ども手当から徴収できる仕組みが導入される方向となった。このことは、住民間の公平・公正を確保する観点から地方が強く要請してきたものであり、その努力を多としたい。

また、地方の子育て支援サービスの拡充のため、新たな交付金制度が設けられることとなった。現金給付とサービス給付とのバランスを取るものであり、評価したい。地域の実情に応じた柔軟で自由度の高い制度設計を求めるものである。

平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、我々の主張を踏まえ、現金給付とサービス給付に係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、幅広く検討する場が設けられることとなった。税制改正による地方の増収分について、その用途を国が実質的に決めるようなことがあってはならない。十分な協議・検討の上で、地方の理解が得られるかたちで制度改正が行われるよう求める。

平成22年12月21日

### 地方六団体

全国知事会会長	麻生 渡
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	野村 弘

# 平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

## 趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

## 概要

### (1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、  
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

## 施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

# 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 第1 趣旨

平成22年度子ども手当支給法による子ども手当は平成22年度限りとなっているため、国民生活等の混乱を回避するため、緊急的な措置として同法に基づく子ども手当を平成23年9月分まで支給するよう、所要の措置を講じる。

## 第2 平成23年9月までの暫定的な支給

平成23年3月分まで支給することとされている、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当について、平成23年9月分まで暫定的に支給する。

(中学校修了前の子ども一人につき月額1万3千円(所得制限なし))

## 第3 施行日

平成23年4月1日



## 平成 23 年度第 1 次補正予算等に関して

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成 23 年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。

また、平成 23 年度第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成 23 年度第 2 次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。

これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。

2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。

3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。

以上、確認する。

平成 23 年 4 月 29 日

民 主 党 政策調査会長 (署名)

自由民主党 政務調査会長 (署名)

公 明 党 政務調査会長 (署名)

# 子ども手当の見直しについて

- 平成23年度から実施予定であった子ども手当の上積み分（3歳未満、月額7千円引上げ、給付額2,085億円）について、見直し。東日本大震災の早期復旧の財源として活用。
- なお、平成23年10月以降の制度のあり方については、早急に与野党間で議論し、合意を得る必要があり、厚生労働省としても、地方自治体等との議論も積み重ねながら、適切に対応。

平成23年度当初予算  
2.9兆円

—

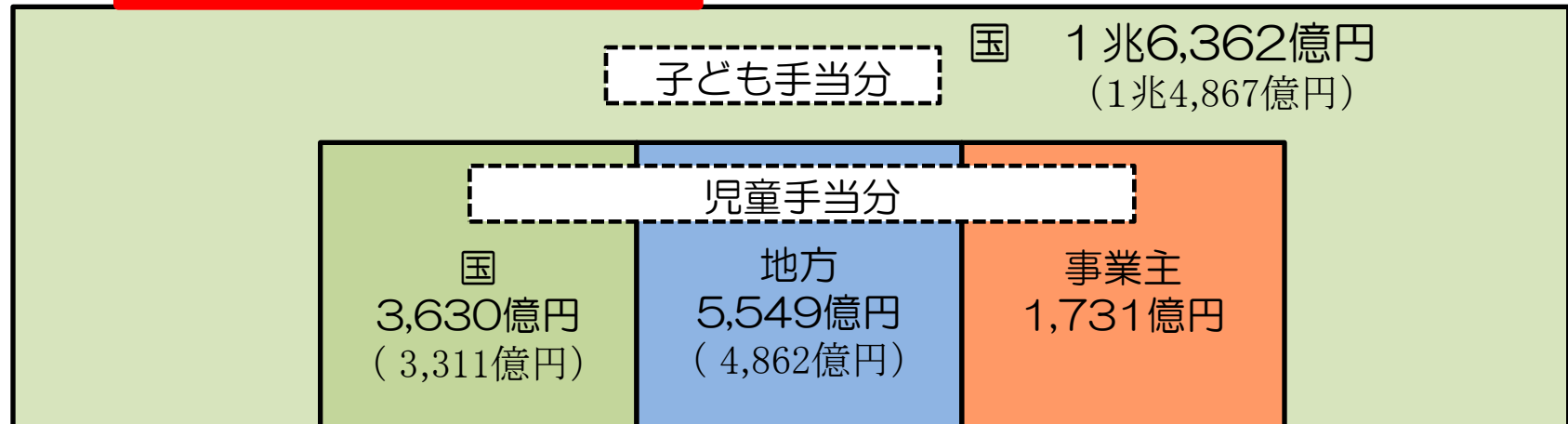
平成23年度補正予算減額  
0.2兆円

= 2.7兆円

上積み部分  
(3歳未満・月額7,000円)  
2,085億円  
(1,887億円)



見直し



※ ( ) は公務員を含めない場合の金額。(補正後：国家公務員 516億円、地方公務員 1,986億円)